

2021年 7月 1日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



未支払い時間外労働賃金支払い要求書

貴社は、労働基準法第三十二条に定める労働時間を越えて労働させた従業員に対する時間外労働賃金を支払われるよう求めます。

記

- 1 本年4月17日（土）及び、同6月12日（土）は、貴社カレンダーによれば両日ともに出勤日になっていますが、貴社もご承知の通り、本年4月1日以降は当労組との「36協定」が締結されていません。さらに「変形労働時間制」も導入されておられません。
しかし、上記各日にそれぞれ複数名の従業員が時間外労働をしておりました。結果として貴社の杜撰な労働時間管理により、1週間について40時間を超えての時間外労働となっており、対象者への時間外労働賃金を速やかに支払われるよう求めます。
- 2 上記の2日間は時間外労働であり、有給休暇を取得する必要のない日であります。
従ってこの日に有給休暇を取得した従業員は誤解に基づく請求であった為、有給扱いとされないよう求めます。
- 3 貴社東工場に於いて「3直交代勤務シフト」で勤務している従業員についても、本年4月1日以降は、「36協定」の未締結及び「変形労働時間制」も導入されていない中で、1週間について40時間を超えての時間外労働をしており、対象者への時間外労働賃金を速やかに支払われるよう求めます。

4 時間外労働賃金の未払い分についての支払い期日は、本年7月31日支給分の賃金に、加算して支払われるよう求めます。

5 尚、期日までに支払われない場合には、労働基準監督署への申告、民事裁判の提起または、刑事告訴等の法的手段を採ることになりますので、予めご了承ください。

以 上